

令和3年

議会運営委員会記録

令和3年8月24日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和3年8月24日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時51分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
危 機 管 理 監	中 川 宏 樹	総 務 部 次 長 兼 総 務 人 権 課 長	亀 井 義 和
秘 書 広 報 課 長 補 佐	上 原 弘 之		

◇事務局職員

議 会 事 務 局 長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議 事 課 長 補 佐	本 間 修	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
令和3年和光市議会9月定例会の会期日程等について
- 特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて
新型コロナウイルス感染拡大防止について

午前 9時30分 開会

○待鳥美光委員長 おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和3年9月定例会の開会に先立ち、議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会につきましては、8月26日に開会すべく、19日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、報告が2件、人事案件が1件、条例の制定及び一部改正が4件、補正予算が6件、歳入歳出決算の認定等が7件の合計20件の審議をお願いするものでございます。

詳細については、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○待鳥美光委員長 ありがとうございます。

市長は、公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和3年和光市議会9月定例会の会期日程等について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、新型コロナウイルス感染拡大防止について、その他です。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定として、令和3年和光市議会9月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は、報告2件、議案18件です。

提出議案の説明を願います。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、提出議案の概要の資料から御覧いただきたいと存じます。

報告第6号、継続費の精算報告について説明いたします。

令和元年度埼玉県和光市下水道事業会計予算の継続費で設定した越戸川第1号雨水幹線整備工事について、継続費に係る継続年度が終了し、事業が完成したので、継続費の精算について報告するものでございます。

次に、報告第7号、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、議案第45号、和光市監査委員の選任について説明いたします。

和光市監査委員の山田史明氏の任期が令和3年11月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第46号、和光市押印・署名の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例を定めることについて説明いたします。

本市におけるデジタルトランスフォーメーションの推進を図るため、和光市押印・署名見直し方針に基づき、条例に定められた押印及び署名を見直したいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第47号、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法が令和3年9月1日に施行されるため、同法の施行に対応するため、和光市個人情報保護条例及び和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例における関連規定の改正を行うものでございます。

次に、議案第48号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの再交付に係る手数料を条例に規定する必要がなくなったため、削除するための一部改正を行うものでございます。

次に、議案第49号、和光市保育センターの組織及び運営等に関する条例を定めることについて説明いたします。

今後の公設公営保育所に関する方針に基づき、令和4年4月1日にみなみ保育園内に和光市保育センターを設置することに伴い必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第50号から第55号までは、議案資料の補正予算のほうを御覧いただきたいと存じます。

初めに、議案第50号、令和3年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16億5,238万

8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ302億4,129万5,000円とするものがあります。

初めに、主な歳入について説明いたします。

9ページをお開きください。

款11地方特例交付金では、交付額の決定に伴い減収補てん特例交付金を増額しております。

款16国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、自動運転サービス導入事業に対する地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び地方創生推進交付金を追加計上するほか、生活困窮者自立支援負担金を増額するなどしております。

款17県支出金では、早期不妊検査費等助成事業補助金を増額しております。

款19寄附金では、第1四半期の実績に伴いまちづくり寄附条例寄附金を増額しております。

款20繰入金では、国民健康保険及び介護保険特別会計に係る前年度収支精算金を追加計上するほか、新たに開所する総合児童センターに対する寄附を活用するため、まちづくり基金繰入金を増額しております。

款21繰越金では、前年度の実質収支額が当初予算額を上回ったことから、13億1,573万4,000円を増額しております。

款22諸収入では、佐久市スポーツ交流会の中止に伴い事業参加費を減額しております。

款23市債では、市道123・365号線拡幅工事の財源とするため、市道道路改良事業債を追加計上しております。

次に、主な歳出について説明いたします。

11ページをお開きください。

款1議会費では、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会に係る法律顧問業務委託料を増額するほか、常任委員会行政視察が中止とされたことから、その経費を減額しております。

款2総務費では、産休・育休を取得する職員が当初の想定を上回ったことなどから、会計年度任用職員に係る経費を増額するほか、16ページ、市民まつりの中止に伴い補助金を減額するなどしております。

続きまして、18ページをお開きください。

款3民生費では、ひとり親家庭等の高等職業訓練促進給付金の給付要件が拡充されたことや、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給件数の増加に伴い増額するなどしております。

続きまして、20ページをお開きください。

款4衛生費では、広沢複合施設内に開設予定の診療所に対する開設準備補助金を追加計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策として乳幼児健康診査の個別検診に係る経費の増額や、埼玉県不妊治療費助成事業における助成要件の拡充に伴う市の不妊治療助成金の増額などをしております。

22ページをお開きください。

款8土木費では、市道123・365号線拡幅工事に係る経費や、自動運転サービス導入に関する

2 期区間の道路設計業務委託料を追加計上するなどしております。

28ページをお開きください。

款10教育費では、総合体育館指定管理者に対する支援金を追加計上するほか、26ページ、少人数学級の対象児童数の確定に伴い、少人数学級推進教員に係る経費を減額するなどしております。

戻りまして、28ページをお開きください。

款11公債費では、令和2年度市債借入分の確定に伴い、市債元利償還金を減額しております。

款12諸支出金では、前年度歳計剰余金を活用し、財政調整基金等に積立てを行うなどしております。

次に、議案第51号、令和3年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,654万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億9,841万5,000円とするものです。

初めに、歳入について説明します。

7ページをお開きください。

款7繰入金では、歳出の総務費を減額したことにより、事務費繰入金を減額しております。

また、款8繰越金では、令和2年度決算額が確定したことにより、前年度歳計剰余金を増額しております。

次に、歳出について説明します。

9ページをお開きください。

款1総務費では、徴収業務における業務委託料において不用額が生じたため減額し、款5保健事業費では、新型コロナウイルス感染症の状況予測が困難なことから、市民まつりの中止に合わせて健康フェアを実施しないため、減額しております。

また、款6基金積立金では、前年度歳計剰余金等を国民健康保険財政調整基金へ積み立てるため増額し、款7諸支出金では、令和2年度事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金の充当事業の実績確定に伴い剰余分を一般会計に繰り出すため、増額しております。

次に、議案第52号、令和3年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,565万2,000円とするものです。

7ページをお開きください。

歳入については、令和2年度決算額が確定したことに伴い前年度歳計剰余金を増額するものです。

9ページをお開きください。

歳出については、歳入に連動して、令和2年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い保

除料等負担金を増額しております。

次に、議案第53号、令和3年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ41億1,982万4,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

7ページをお開きください。

款2国庫支出金、款4県支出金では、令和2年度の介護給付費負担金の確定に伴い、追加交付分として増額し、款7繰越金では、令和2年度決算額の確定に伴い歳計剰余金が確定したため、増額を行うものです。

次に、歳出について説明いたします。

9ページをお開きください。

款8基金積立金、款9諸支出金では、令和2年度の介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業費等が確定したことに伴い、国・県等の負担金の返還金及び市の負担分となる一般会計繰出金を計上するほか、介護給付費準備基金積立金を増額するものです。

次に、議案第54号、令和3年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ211万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,547万2,000円とするものであります。

歳入について説明いたします。

7ページをお開きください。

款4繰入金において、歳入歳出増額に合わせて一般会計繰入金を減額するものであります。

款5繰越金においては、令和2年度決算額が確定したことに伴い前年度歳計剰余金を増額するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

9ページをお開きください。

款2区画整理事業費では、委託料について、権利者交渉の進展により、建物移転補償調査の協力が得られたため増額するもの、また、市債利子償還について、償還金の借入利率が確定したため減額するものであります。

次に、議案第55号、令和3年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、既定予算第2条の業務予定量に定めた谷中川第4号雨水幹線整備工事（2か年継続事業）2億9,745万8,000円を、谷中川第4号雨水幹線整備工事（3か年継続事業）2億8,740万円に改めます。

次に、既定予算第3条に定めた収益的支出の営業外費用を166万円減額し、収益的支出の総額を10億7,716万8,000円に改めます。

次に、既定予算第4条に定めた資本的収入の企業債を1,000万円減額し、資本的収入の総額を4億4,116万2,000円とし、資本的支出の建設改良費を1,843万2,000円増額し、資本的支出の総額を8億7,229万9,000円に改めます。

次に、既定予算第5条に定める継続費を令和4年度まで延長し、令和3年度の年割額を1,005万8,000円減額の2億8,740万円に、令和4年度の年割額を1,005万8,000円に改めます。

最後に、既定予算第6条に定める企業債の表中、限度額4億960万円を1,000万円減額し、限度額3億9,960万円に改めます。

続きまして、議案第56号から第60号までは、令和2年の歳入歳出決算書、緑色の冊子を御覧いただきたいと存じます。

それぞれの議案につきましては、監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものでございます。

初めに、26ページをお開きください。

議案第56号、令和2年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明します。

決算額は、歳入総額407億2,281万417円、歳出総額387億3,422万4,669円となり、前年度と比較して、歳入は112億8,515万1,184円、38.3%の増加、歳出は112億170万164円、40.7%の増加となっております。

次に、32ページをお開きください。

議案第57号、令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算額は、歳入総額64億5,108万3,360円、歳出総額61億4,348万2,648円となり、前年度と比較して、歳入は2億909万9,388円、3.1%の減少、歳出は2億4,389万7,608円、3.8%の減少となっております。

次に、36ページをお開きください。

議案第58号、令和2年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

決算額は、歳入総額7億4,804万3,541円、歳出総額7億4,683万6,216円となり、前年度と比較して、歳入は3,873万9,035円、5.5%の増加、歳出は3,917万9,517円、5.5%の増加となっております。

次に、42ページをお開きください。

議案第59号、令和2年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算額は、歳入総額38億5,181万8,079円、歳出総額37億8,418万2,051円となり、前年度と比較して、歳入は1億1,865万635円、3.2%の増加、歳出は1億1,864万5,499円、3.2%の増加と

なっております。

次に、46ページをお開きください。

議案第60号、令和2年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算額は、歳入総額9億2,384万4,334円、歳出総額8億314万8,810円となり、前年度と比較して、歳入は1億354万2,322円、12.6%の増加、歳出は1億3,153万9,683円、19.6%の増加となっております。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績につきましては、別冊の報告書のとおりでございます。

次に、議案第61号及び第62号は、議案資料の水道事業及び下水道事業決算報告書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、議案第61号、令和2年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明します。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は14億5,044万6,097円で、前年度より2,214万5,418円の減額となり、支出決算額については13億599万6,280円で、前年度より3,082万8,447円の増額となります。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は321万9,093円で、前年度より227万7,106円の減額となり、支出決算額については3億5,191万8,388円で、前年度より1億8,313万7,836円の減額となります。

5ページをお開きください。

令和2年度の経営成績を表す水道事業損益計算書では、営業損失は4,067万6,204円、経常利益は1億1,726万8,479円となり、当年度は1億1,710万981円の純利益となります。

6ページをお開きください。

決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から3,300万円を減債積立金へ積立てし、2億166万9,228円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第62号、令和2年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明します。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は11億7,749万9,196円で、前年度より1,307万1,183円の減額となり、支出決算額については9億7,601万2,793円で、前年度より6,456万809円の減額となります。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は8億8,052万3,525円で、前年度より7億3,000万7,995円の増額となり、支出決算額については12億8,575万561円で、前年度より7億2,265万7,554円の増額となります。

5ページをお開きください。

令和2年度の経営成績を表す下水道事業損益計算書では、営業利益は311万570円、経常利益は1億5,597万5,746円となり、当年度は1億5,565万2,817円の純利益となります。

6ページをお開きください。

決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から1億6,835万9,472円を資本金へ組み入れるため、剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○待鳥美光委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午前 9時52分 休憩)

再開します。(午前 9時53分 再開)

まず、議案の先議についてです。

初めに、報告第6号と第7号は、議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告を取らず、開会日に行いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第45号は、人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、開会日に起立採決したいと思ひます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第46号から第62号までの議案、各会計及び事業決算は、各常任委員会に付託したいと思ひます。

なお、決算に係る総括質疑及び委員長報告に対する質疑は、先例により行わないこととしたと思ひます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、委員長報告は文書配付とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、富澤副委員長、付託表の朗読をお願ひいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

○待鳥美光委員長 では、このように付託したいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、請願が1件ありましたことを報告します。

次に、陳情についてです。

議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情1件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、郵送で提出された陳情が1件ありましたことを報告します。

では、富澤副委員長、陳情の付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

○待鳥美光委員長 請願の付託表の朗読もお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

では、このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回受理した請願、陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。通告者は16人です。質問時間は、申合せにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は30日間とし、常任委員会は、決算の議案がありますので5日間とし、両常任委員会を同時開催としたいと思います。

また、一般質問は、4日間とし、いずれも1日4人としたいと思います。

なお、8月27日金曜日、8月30日月曜日、31日火曜日、9月1日水曜日、2日木曜日、3日金曜日、14日火曜日を調査休会、8月28日土曜日、29日日曜日、9月4日土曜日、5日日曜日、11日土曜日、12日日曜日、18日土曜日、19日日曜日、20日月曜日、23日木曜日を休日休会、22日水曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は8月30日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。

○齊藤克己議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告いたします。

市議会議員選出区分において、3名の欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありました。今後、候補者数が選挙すべき議員数を超えた場合には、9月議会において選挙を実施することになりますので、御了承を願います。選挙の有無は確定次第、御報告させていただきます。

なお、告示日は8月13日金曜日で、候補者届出受付期間が9月3日から同13日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○待鳥美光委員長 ただいま議長から発言がありました件は、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、選挙の有無については、結果が分かり次第、報告をお願いいたします。

次に、意見書案についてです。

日本共産党とやさしい未来の会から、2件の意見書案が提出されています。この意見書案の調整のため、9月6日月曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、調整が整った場合は、9月17日金曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは、前のホワイトボードに掲示いたしましたとおりです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、このようにいたします。

以上で、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和3年和光市議会9月定例会についての協議を終了します。

次に、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてを議題とします。

23日までに事務局に提出された各会派の議会改革案は、お手元に配付のとおりです。

それでは、各会派から提案理由をお願いいたします。

緑風会、新しい風・希望、公明党、日本共産党、まちづくり市民の会、そしてオブザーバーの歩みの会という順番で、説明をお願いいたします。

まず、緑風会からお願いいたします。

○内山恵子委員 緑風会からの議会改革案について、御説明をいたします。

まず初めに、お手元の資料を御確認ください。

まず初めに、傍聴の感染対策に努めること。

2点目として、本会議、委員会のオンライン生中継を速やかに実施すること。

3点目として、議場への国旗と市旗の掲揚について。

4点目として、議場における水分補給を恒常化すること。

5点目として、議員提案議案を定例会開会日に上程できるようにすること。

ただし、議会運営委員会にかけけることを前提といたします。

次に、意見書は、2名以上の賛同者で提出できるようにすること。

次に、少数意見に配慮しつつも、議会運営委員会の全会一致の原則を見直しをすること。

次に、多様性への寛容として、服装の自由化と画一性の緩和。

次に、議会だより編集委員会の創設。

次に、議会報告会の在り方の検討。

次に、オンライン会議の拡充。

次に、一般質問の時間制限について、3月・9月を30分、6月・12月を40分に。

次に、一般質問通告期限のある通告書について、執行部との調整が果たした場合には、締切り後の修正を認めること。

最後に、議員報酬の見直し。

ただし、常任委員会の副委員長職、特別委員会の正副委員長分の新設を含め、役職分は別枠として設定すること。

以上、緑風会からの改革案です。

○待鳥美光委員長 ありがとうございます。

上から5段目ですが、議員提案議案を定例会開会日と言われましたけれども、記入のとおり閉会日でよろしいですか。

○内山恵子委員 はい、閉会日です。失礼いたしました。

○待鳥美光委員長 閉会日に上程できるようにすることということです。

申し遅れましたが、今日、全提出のものについて御説明をいただいた後、どれを取り上げていくか、逆に言えば、どれは議会改革の中では議論をしないというふうにしていくかということと、それから、各党派で同じような、重複した提案があると思いますので、そこを一つにまとめていく、今日はここまでやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと項目が多いので、緑風会に対して質問事項のみ、今受け付けたいと思いますが、御質問はありますでしょうか。

金井委員。

○金井伸夫委員 議会改革とは違うのではないかなという点が幾つかあるように思います。傍聴の感染対策に努めることは、特に議会改革とは違うのではないかなと思うのですが。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 緑風会として、いろいろなところで今疑問に思っていることとか、そういう

ことを全部出しましたので、実際、この議会運営委員会の場で、ふさわしいか、ふさわしくないかという取捨選択をしていただければということで、全て出させていただきます。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 傍聴の感染対策ということで補足いたしますが、2番目の提案、オンラインでの生中継を図ることができれば、わざわざ議場の傍聴席まで来なくても見ることができます。今、感染のリスクということで、傍聴をなるべく控えてくださいと言っていることと、市民の知る権利というものを両立するためにも、2番目のオンラインで生中継ができたらということも含めておりますので、1番目と2番目は同時に要望するというので、考えていただきたいと思えます。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風・希望の資料を御覧いただきたいと思えます。

まず、1番目、議場のバリアフリー化の検討について。

2番目、議会運営でのバリアフリー化の検討について。

これは、ほかの議会での導入状況の調査を進めるということが前提です。1番目と2番目は、同時でもいいかと思えます。

3番目、法令、条例や会議規則の研修について。

議会運営であるとか、議会活動について、議員の研修を進めるということです。

4番目、陳情の扱いの検討について。

これについては、提案の趣旨を説明します。

市民等からの陳情について、審査に付すとされているものについて、一律に審査、採決とするのではなく、提出者の意見を聞き、委員会等で委員等の協議を行うこととする。委員との協議が調った場合、委員会提案、あるいは、議会提案としてまとめるということです。この提案理由としては、陳情は市民からの要望であって、中には、例えば街灯の設置であるとか公園整備であるとか、そうした一律の採決になじまないと考えられる要望も含まれていることがあります。

また、国政など市内の問題ではない問題に絡むものもあるので、そうしたものについては、議会としても、調査や議員間の協議を行う必要があると考えます。採決を行うことを前提とするのではなくて、議会として調査、審査、さらに議員間討議を活性化させること、委員会として政策提言につなげるという見地からの提案です。

5番目です。和光市議会基本条例第6条第3項、反問権の内容、範囲の見直しについて。

こちらについても補足説明をします。

現状の範囲は、質問の趣旨の聞き直しといった形のもののみ認められているような条文になっております。

これに対して、全国で前例があるものがありますけれども、質問の文言や前提等について、

瑕疵または客観性の問題が伺われる場合にこれを確認するもの、それから質問の背景や根拠を問うもの、質問者への代替案の提示を要求するもの、または質問者の考え方を問うなど逆質問を行うもの、これは飯田市議会の例ですけれども、こうしたものを認めていく方向で進んでいます。質問者への反論は、飯田市議会では行わないということです。

こうした改革によって、議員の質問の活性化、あるいは、議員もしっかり調査、勉強をしていくという意味での活性化が進んでいるという事例があります。

6番目、前期からの持ち越し課題である意見書案と決議案の取扱いについて。

7番目、タブレットの導入及び議案の電子化・クラウド化について。

クラウド化について少し説明をします。

タブレット端末を導入し、電子化した議案をいつでも見られるような仕組みを想定しています。電子化された議案をクラウドサービスにアップロードし、議案の差し替えが発生した場合、クラウド上のファイルを更新する運用にすれば、差し替え作業の時間が節約できます。一つの事例としては、以前、新座市議会に視察に行きましたけれども、クラウドサービスは、無料で利用可能なグーグルドライブを採用していました。

電子化に慣れる必要がありますので、しばらくは、紙ベースの議案と併用という形を想定しています。

8番目、現在、委員会、代表者会議等で活用している会議アプリ、Z o o m等を活用した議会報告会の開催について。

9番目、議会図書室の充実、和光市立図書館との連携について。

例えばレファレンス機能の充実、活用等についてです。

10番目、議会運営委員会へのオブザーバー出席については、和光市議会会議規則第117条で定める委員外議員の発言に基づいて運営することを確認することについて。

○富澤啓二副委員長 以上で説明は終了しました。

それぞれの提案理由について質疑のある方は、挙手をお願いします。

[発言する者なし]

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代いたします。

公明党、富澤委員、お願いいたします。

○富澤啓二委員 公明党は、かなりの参考資料を添付しましたので、後で参考にしてくださいと思います。

まず、和光市議会申し合わせ事項、和光市議会先例集とともに、過去の協議等で積み上げられ、各会派にて同意のもと、これらは優れていると認識しておりますので、議会改革等の改訂の見直しはありません。

そして、新しい試みとして1件、地方議会評価モデル、議会プロフィールの導入の提案です。これは、日本生産性本部・地方議会改革プロジェクトが、地方議会が議事機関として持つ今日的であり普遍的でもある課題の解決を目指し、住民の福祉の向上という観点から、議会を見え

る化し、評価するツールであります。

この地方議会評価モデル、住民福祉の向上を評価する方法は、現在の議会の状態を包括的に点検できる評価基準として、5つの視点と40の確認項目がございます。これはA3の参考資料を見てくだされば、詳細は分かります。

次に、議会プロフィール、議会としてのビジョンと戦略を構想する枠組みです。議会の姿が一覧できるツールであります。

取組のプロセスとしては、まず理想的な姿、それから現状分析、社会環境の姿、取り組むべき課題、活動目標を記入し、議会の組織能力の把握など様々な活用が期待され、つまり議会力の底上げにつながると思います。これは、作成者はマニフェストで有名な北川早稲田大学名誉教授、そして江藤山梨学院教授、それに早稲田大学マニフェスト研究所等が作成しております。

導入時期としては、改選後、もしくは年度末、任期中の中間地点などがタイミングとしてよろしいのではないかと思います。

効果といたしましたら、住民福祉の向上という観点から、議会の状態や進むべき方向性を把握できるだけでなく、現在の議会の強みや弱み、成果や課題を具体化できると思います。その結果を使って、議員、議会事務局職員の共通認識の形成や、活動の振り返り、申し送り等に活用できるのではないかと思います。

すなわち、チーム議会の底上げに資する新しい試みだと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○待鳥美光委員長 説明が終わりましたので、質問のある方は挙手願います。

〔発言する者なし〕

それでは、日本共産党、鳥飼委員、お願いいたします。

○鳥飼雅司委員 日本共産党として、4点上げさせていただきます。

議会基本条例に照らし合わせた議会改革として、第2章の第3条(3)、市民の多様な意見の市政への反映というところで、前の会派からも出ましたが、意見書提出に関して、本人以外2名の賛同で3名同意が必要というのは、議案提出権は、議会議席の12分の1、和光市議会では18人の12分の1は1.5人としていることと矛盾しているのでは、意見書案も議案提出権と同様に条件を定めるべきではないかと思います。

次に、第3章の議会と市民との関係というところで、議会報告会の開催や意見交換会の実施を今現在しているわけですが、これはやっぱり継続してやっていくべきだと思います。

第4章、議会と行政の関係というところの第6条、一問一答方式の時間設定について、これも前会派と同じ意見ですが、6月と12月議会を40分、9月と3月議会を30分に変更したらどうかということを提案させていただきます。

最後に、第7章、議員の身分、待遇及び政治倫理というところの第15条、議員報酬について、和光市は県下で議員報酬が低く、若い議員の立候補を妨げる要因になるのではないかと考えます。和光市は交通の利便性が高く、地価も高騰しており、副業がなくとも議員報酬で議員生活

が送れる額、近隣市と同等程度の報酬額への見直しを検討するべきではないかと思ひます。

○待鳥美光委員長 以上で説明は終了しました。

質問のある方は、挙手願ひます。

富澤委員。

○富澤啓二委員 さきの議員報酬について確認ですが、これは議会でコントロールできることでしょうか。和光市特別職報酬等審議会というのが決定する案件だと思ひますが、どういう流れでいくでしょうか。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 条例の中で、議員の提案で改正ができると書かれていたのだから、そこら辺にのって、こういった提案をさせていただきました。

○待鳥美光委員長 富澤委員。

○富澤啓二委員 議会運営委員会で諮って、それを審議会に提出するという流れでよろしいですか。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 はい。

○待鳥美光委員長 ほかに質問はございませんか。

[発言する者なし]

次に、まちづくり市民の会、金井委員、願ひします。

○金井伸夫委員 2つありまして、1つは、先ほど別の会派からも出ましたけれども、市長等への反問権の付与ということで、検討したらどうかと思ひます。

和光市議会基本条例第6条第3項では、市長等は、議員の質問に対する答弁に必要な範囲内で、当該質問を行った議員に対してその趣旨を確認するための質問をすることができると定められております。これは市長等に対する反問権を付与していると認められるわけですが、これをさらに踏み込んで、市長等に質問する議員の考え方をただしたり、対案の提示を求めるなどの反論をすることができるようにすることを検討したらどうかということなんです。

この場合、議員の答弁に要する持ち時間は停止するという措置が、反問権が付与されているほかの地方議会の中では取られていますので、こういった措置についても検討することによって、もし反問権の付与が認められれば、議会における議論、論点をより明確化して、その議論、論点が市民にとって分かりやすくなるのではないかと思ひます。

○待鳥美光委員長 休憩します。(午前10時24分 休憩)

再開します。(午前10時25分 再開)

金井委員。

○金井伸夫委員 2番目としては、行政のデジタル化を現在推進しているわけですが、その推進に併せて、上程議案をペーパーレス化して、議会においてもペーパーレス化を進めたらどうかということ提案したいと思ひます。

○待鳥美光委員長 以上で説明は終わりました。

まちづくり市民の会に対する質問がありましたら、挙手願います。

〔発言する者なし〕

次に、歩みの会、小嶋委員外議員、お願いいたします。

○小嶋智子委員外議員 オブザーバーではありますが、何かあれば提出してくださいということでしたので、2点出させていただきます。

1点目、議会広報についてです。

広報紙の単独での発行、これは予算的にもかなり厳しいということで、以前協議したときにもそういったお話でありましたが、検討の継続は続けたほうがいいのではないかと、また、現在の発行方法の周知、市の広報紙に挟まれているということを皆さんにもう少し分かりやすくお伝えする方法などについて、検討が必要ではないかと考えました。

2点目、議会図書室、図書室機能の向上について、これも予算がかかることが多いですが、予算をかけずにどのように充実、向上できるかということで、先進事例などを参考に検討して、拡充を図っていく方向で進めていけたらと思ひまして、この2点を出させていただきます。

○待鳥美光委員長 質問のある方は、挙手願います。

〔発言する者なし〕

では、最後に、議長から御提案をお願いいたします。

○齊藤克己議長 お手元に資料がいつていると思ひますけれども、私からは、和光市議会議員との電子メールを利用した公文書等の送受信に関する規程の制定について。

現在、委員会の開催などの内容が決定した後、その内容をメールで皆さんにお伝えして、その後、改めてプリントしたものを机上に文書配付しているわけですが、今回、そういったことは、電子メールの文書を公文書の到達とみなし、押印ですとか署名の省略、あるいは実際にプリントしたものをお配りしないということで、ペーパーレス化、事務の効率化、DXの推進を議会としても図っていききたいということで、このような形で規程を制定させていただければという御提案でございます。

○待鳥美光委員長 以上で説明は終了いたしました。

休憩します。（午前10時29分 休憩）

再開します。（午前10時45分 再開）

それでは、御提出いただいた項目の中で、議会改革案として議題に取り上げ、今後協議していくものについては、正副委員長で整理をして、出したいと思ひます。

それ以外の、議会改革案として議題に取り上げるにはなじまないけれども議会運営委員会の中で合意をしていったほうがいい項目については、早急に取り上げたいと思ひます。

また、議長から御提案のあった案文につきましては、会派に持ち帰って、意見を集約してきていただければと思ひますので、お願いいたします。

金井委員。

○金井伸夫委員 議長提案の電子メールを利用した公文書の規程は、いつまでに会派で方針を決めるのですか。

〔「次回」という声あり〕

○待鳥美光委員長 議会改革案として決定したものについては、次回、9月13日月曜日に議会運営委員会を開催し、今後の議会改革運営方法等について、協議したいと思います。

その場で、どういう順番で、何と何はまとめて、こういうふうに、こういうスケジュールでやっていきたいと思いますということを話し合っ決めてたいと思いますので、よろしく願いいたします。これに異議はございませんか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 9月13日の議会運営委員会でまとめられるじゃないですか。それで、まとめたものの資料というのは、13日の前にもらえるのですか。そうしないと、会派で相談ができないので。

○待鳥美光委員長 できるだけ早く配付できるようにします。

それで、13日に決めるのは、中身に入るのではなくて、討議する順番であるとかタイムスケジュール、そういったことになります。

それでは、以上のようにしたいと思います。

議会改革については、以上となります。

次に、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、新型コロナウイルス感染拡大防止についてです。

さきの会派代表者会議で合意が得られました新型コロナウイルス感染拡大防止に対する議会对応について、確認いたします。

まず、傍聴者に対する対応として、市のホームページ、議会ポスター等で自粛の周知をしていることから、議員自ら傍聴勧誘は行わないこと。

来庁しての傍聴は、自粛を呼びかける。

現在の22席をさらに縮小し、傍聴席は15席に限定する、間を2席空けるということになります。

インターネット録画配信等での傍聴を推奨する。

次に、議員対応として、委員長報告は、書面での報告とします。

総括質疑においては、可能な限り簡略化をします。

一般質問については、各位で対応を図ってください。

委員会運営について、議案の質疑に徹すること。

行政委員は、監査委員を除いて、出席要求は行わない。

執行部側の対応として、委員会出席については、委員会室での待機をしないこと。

以上のことが決まりましたので、改めて各会派で周知をお願いいたします。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 私から、委員会運営についてであります。効率的な運営を考えた場合に、進行予定表を遵守していただくことでスムーズな運営になるかと思っておりますので、特にコロナ禍ですので、時間と申しますか、効率的な運営を行っていただきたいという趣旨で、正副委員長の議事進行を図っていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、委員各位におかれましては、事前に議案を確認して、スムーズな質疑を行うことを期待しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 それでは、今後の議会運営委員会の日程を申し上げます。

9月6日、月曜日、本会議終了後、意見書案の調整。

9月13日、月曜日、委員会終了後、議会改革について。

9月17日、金曜日、本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認。

9月24日、金曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せの1回目。

10月11日、月曜日、9時30分から、議会だより編集事前打合せの2回目。

10月15日、金曜日、9時30分から、広報議会運営委員会。

以上となります。御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

そのほかに何かございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前10時51分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光